

艇の違反に対する 裁量ペナルティーガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）から DSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則 2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対してまずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表 1 と表 2 に与えられています。表 1 には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表 2 は、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。
5. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。
 - バンド 1： 0 – 10%（中点 5%）
 - バンド 2： 10 – 30%（中点 20%）
 - バンド 3： 30 – 70%（中点 50%）
 - バンド 4： DSQ
6. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
 - (c) 競技者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反の一因となったか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7 と 8 以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、規則 64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る）。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

表 1 規則違反と対応するバンド

| | | |
|--------------|---|-----|
| SI4.2 | D 旗掲揚前に出艇した | 1 |
| RRS23.1 | 他のレースのスタート手順の間、規定されたスタートエリアを回避しなかった | |
| | 進入したが、艇や運営に影響を与えていない | 1 |
| | 艇に影響を与えた | 2 |
| | レース艇を妨害した、または運営艇を妨害した | 2-4 |
| SI17.5 | 救助を拒否した | 4 |
| SI18.2 | 装備の交換の承認を得ずに使用した | |
| | 指示に従わなかった合理的理由ある | 1 |
| | 指示に従わなかった合理的理由なし | 3 |
| RRS47 | ゴミを故意に水中に捨てた | 1-4 |
| クラス規則 | | |
| | セール番号、国を示す文字に不備がある | 1 |
| | セールストッパーがない、または適切ではない位置にある | 2 |
| | バンドを超えてセールを展開 | 3 |
| | 許されていないハル・フォイル表面処理 | 4 |
| | 大会リミテーションマークのない装備の使用(計測証明はある) | 3 |
| | 安全装備の非搭載、または不適切な安全装備 | 1-4 |
| | 禁止された GPS、または電子機器の使用 | 4 |
| | 計測証明のない装備の使用 | 4 |
| | 適正重りがない、または正しくない位置にある | 4 |
| | 規定された許容範囲を超える装備（損傷または通常の消耗を除く。RRS64.4(a)参照） | |
| | ・艇速・性能に影響する可能性がない | 1 |
| | ・艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかではない | 2 |
| | ・艇速・性能に影響する可能性がある | 4 |

表 2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

| | |
|--|-----|
| 競技者（自艇の乗員も含む）や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった、または可能性もなかった | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない | 2-3 |
| 及ぼした | 4 |
| 艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？ | |
| 有利を得る可能性もなかった | 1 |
| 有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない | 2-3 |
| 有利を得た | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| ない | 1 |
| 懸念されるが、確かではない | 2-3 |
| ある（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する） | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| なかった | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった | 2-3 |
| 引き起こした | 4 |